

令和 4 年 2 月 7 日

P T A 会 員 各 位

ふじみ野市立福岡中学校 P T A
会 長 林 徹

「令和 3 年度 第 2 回 臨時総会」開催のお知らせ

立春の候、皆様におかれましては、益々のご健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より P T A 活動にご理解とご協力を頂き、深く感謝致します。

福岡中学校の「令和 3 年度 第 2 回 臨時総会」を、以下の項番 1. から項番 5. に記載のとおり、中学校ホームページに審議事項を掲載することにより開催（ウェブ開催）しますので、よろしくお願い致します。

足許の新型コロナウイルス感染拡大により、埼玉県に「まん延防止等重点措置」が適用（令和 4 年 1 月 2 1 日＜金＞～2 月 1 3 日＜日＞）されている状況に鑑み、P T A 会員・ご家族の皆様におかれましては十分にご留意くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 審議事項

- 「ふじみ野市立福岡中学校 P T A 規約」の改正について（案）

2. 審議方法

- ウェブ開催（中学校ホームページに審議事項＜次頁以降＞を掲載）。
- 審議期間中に P T A 会員の 3 分の 1 以上の異議がなければ、賛成可決とします。

3. 審議期間

- 「令和 4 年 2 月 7 日＜月＞から、2 月 2 1 日＜月＞まで」を審議期間とします。

4. 質疑・異議の受付

- 審議事項に質疑・異議がございましたら、審議期間中に、P T A 本部専用メールアドレス（fukuokachu.pta@gmail.com）宛てにご連絡ください。
 - メール連絡に当りましては、生徒名（学年・クラス）、保護者名および連絡先を本文に明記してください。
 - 頂いた質疑・異議に関しましては、項番 5. と併せて、質問者のお名前を伏せた形で回答させていただきますので、ご承知置きください。

5. 審議結果のご報告

- 今回の臨時総会の審議結果は、改めて中学校ホームページへ掲載することにより、P T A 会員各位へご報告します。

以 上

審議事項

「ふじみ野市立福岡中学校PTA規約」の改正について（案）

「ふじみ野市福岡中学校PTA規約」（以下「規約」という。）について、以下の改正概要（2P）・改正方針（3P～7P）に基づき、別紙の規約改正案（8P～21P）の横線履歴・コメント欄に記載のとおり改正することをお伺い致します。

—— 本改正は、規約の規定に基づき、「令和3年度 第3回 運営委員会」（令和4年1月28日＜金＞開催）の承認を経て、臨時総会の審議事項とするものです。

【改正概要】（詳細は3P～7P参照）

1. スリムで底力のあるPTAの中長期的な整備を図る観点に基づく見直し

- 足許、生徒の家庭環境、保護者のワークライフスタイル、変化の早い社会情勢など、学校を取り巻く環境の多様性が増した状況に鑑み、効率性と実効性を意識したスリムで底力のある持続可能なPTA組織体系を整備することが必要と考えられるため、次の2点を見直し。

（1）各種委員会の活動内容および組織体制の見直し

- 成人厚生委員会を廃止し、学級委員会（全学年）で吸収・対応（家庭教育学級・学校保健委員会）する等の見直しを実施。

（2）PTA役員免除特例の規約化

- 現在、運用で行っているPTA役員免除特例について、PTA運営の明瞭性の観点から規約化。

2. 定型書式例（入会届・退会届）の規約化（利便性の向上）

3. 学校応援団のPTA組織図への反映（位置付けの明確化）

4. PTA周年行事等積立金運用規程の見直し（会計処理等の明瞭化）

【改正方針】

1. スリムで底力のあるPTAの中長期的な整備を図る観点に基づく見直し

- 足許、生徒の家庭環境、保護者のワークライフスタイル、変化の早い社会情勢など、学校を取り巻く環境の多様性が増した状況に鑑み、効率性と実効性を意識したスリムで底力のある持続可能なPTA組織体系を整備することが必要と考えられるため。

基本方針
■ スリムで底力のあるPTAの中長期的な整備。 ■ 伝統は大切に残しつつ、活動内容は縮小・組織体制は再編成。 ■ 「PTA役員決め」（4月）の応募者が所定人数を満たすような枠組み作り。 ■ 市内小中学校の取組みを参考としたより良い改善。

（1）各種委員会の活動内容および組織体制の見直し

委員会	見直し内容
広報委員会	■ 1クラス1名（現行どおり）。 ※ 学年1名以上とする（学年で1名以上の立候補者がいない場合には抽選）。 ※ 製作に注力し、配付作業は学級委員がサポート。 ■ 広報紙（くまのやま）の発行スケジュール等の詳細は年度毎に判断（PTA本部も編集発行方針決定に参画）。 ※ 発行回数（年2・3回）、7月号の「教職員紹介版」特化など、柔軟に対応する。 ■ 毎年度メンバー変更となり、ITスキルが異なることから、年度初に発注方法（オンライン・業者）を選択する。 ※ 予算上は柔軟に対応できるよう、業者発注を想定の上（オンライン発注を選択する場合を想定し、他科目への計上替えの可能性を明記）。 ※ 年度毎の運営方針が異なることから、特定業者との契約は行わない。

委員会	見直し内容
成人厚生委員会	■ 成人厚生委員会を廃止し、学級委員会（全学年）で吸収・対応（家庭教育学級・学校保健委員会）。 ※ P T A本部からの依頼に基づき活動。 ■ 原則として、P T A主催行事は校長講話会に限定する（余力あれば他の企画も可とする運用）ほか、市主催行事（人権映画会等）の案内をP T A会員に周知する等の活動を行う。 ■ 従来、学級委員会（3年）担当の「卒業時、先生への花束準備」は、P T A本部が対応。
学級委員会	■ 1クラス「2名」から「1名以上」の体制に変更（立候補者がいない場合および応募者多数の場合には抽選）。 ■ あおぞら学級は、学級委員会（現在2名）・専門委員会（現在0名）への任命は任意。

（2）P T A役員免除特例の規約化

- P T A会員の幅広い活動参加と、P T A在籍期間における負担平準化を企図する観点から、現在、運用で行っているP T A役員免除特例（別表）について、P T A運営の明瞭性の観点から規約化する。

但し、本人が希望する場合は、この限りでない。

- 年度初の学級委員会でP T A役員決め（学年委員会・専門委員会）を実施する場合、本部は以下のとおり対応する。

- ① 所定の人数に満たない場合は、抽選により選出する。
但し、抽選対象者がいない場合は、P T A役員免除特例（別表）を適用しない（本部役員を引受けた会員を除く）。
- ② 同年度に複数の生徒が在籍する場合は、上級生の学級P T Aにおける役員選出を原則とする（役員の重複任命は不可）。
但し、本部が認める場合は、この限りでない。
- ③ 会員からの免除申請を真にやむを得ない事情によるものと判断した場合は、認定する（保護者の仕事への従事有無は、P T A会員間の平等原則に基づき、免除認定上の判断材料としない）。
- ④ その他所要の取扱いを定める。

(別表) P T A役員免除特例の概要

	本部役員 ※ 1	学年委員会 (学級委員会) ※ 2	専門委員会 (広報委員会) ※ 3	特別委員会 ※ 4
本人	○	○	○	○
下級生	○ (全員)	×	×	×
				※ 5

※ 1 平成 2 7 年度以降に本部役員（会計監査を除く）を引受けた会員は、在学生（本人・下級生）のほか、今後入学する生徒も含め P T A 組織図に基づくすべての役を免除する。

※ 2 令和 3 年度以降に学級委員を引受けた会員は、在学生（本人）について P T A 組織図に基づくすべての役を免除する。

※ 3 令和 3 年度以降に専門委員（令和 3 年度の成人厚生委員を含む）を引受けた会員は、在学生（本人）について P T A 組織図に基づくすべての役を免除する。

※ 4 選出方法は本部が決定する。令和 2 年度以降に特別委員を引受けた会員は、在学生（本人）について P T A 組織図に基づくすべての役を免除する。

※ 5 令和 2 年度推薦委員会代表は、下級生 1 名を免除する。

2. 定型書式例（入会届・退会届）の規約化（利便性の向上）

■ 新入生保護者等に適宜の書式として配付している入会届等を、書式例として規約に織込み、利便性向上を企図。

3. 学校応援団の P T A 組織図への反映（位置付けの明確化）＜下記参考の①参照＞

■ P T A と学校応援団が共同で行う環境美化クリーンアップ活動等の開催予算計上に当り、学校応援団の位置付けを明確化する観点から、P T A 組織図に反映。

(参考) P T A・学校応援団の申合せ(2021年12月17日)

- ① 学校応援団について、P T A規約の組織図のページに外郭団体として明記すること。

⇒⇒ 規約改正案は、予め学校応援団に提示。

- ② 年度初の入学式シーズン(4月)に、全校生徒保護者を対象に新会員を募集すること。

⇒⇒ 募集通知の紙面配付・中学校ホームページ(P T A・学校応援団のページ)掲載により周知。

⇒⇒ P T A・学校応援団のページについて、過年度掲載分を集約する等、リニューアル。

- ③ 新型コロナウイルス感染状況の収束時には、環境美化クリーンナップ活動等、P T A・学校応援団による生徒達との共同作業を再開すること。

4. P T A周年行事等積立金運用規程の見直し(会計処理等の明瞭化)

- 周年行事等積立金・積立金上限額の記載等を削除し、会計処理等の明瞭化に焦点を当てる改正。

5. その他所要の規約整備

【参考】「令和３年度 第１回 臨時総会」（令和３年７月１５日＜木＞～７月３０日＜金＞）で規約改正済みの内容

運営委員会
■ 従来、年５～６回の頻度で開催する運営を、年３回（１学期１回）程度の開催頻度に変更する規約改正。 ■ 「欠席時に代理を立てる」という煩瑣な作業を不要化する規約改正（真に止むを得ない事情で繁忙な場合には、事前にご連絡を頂ければ欠席は差し支えないとする運用）。 ■ より参加し易い体制整備の観点から、年度初に年間スケジュールを提示することで、職業人が有給休暇を取得し易い環境を整備する情報提供。

定期総会
■ 会議形式のほか、Ｗｅｂ開催を特例措置としない規定化。

その他
■ 運営委員会出席者の役員特典の規定化（運営委員会出席者は、任期中に限り、学校行事＜合唱祭、卒業式および入学式等＞に優先席参加可）。 ■ ＰＴＡアドバイザー制度の導入。

以 上

(別 紙)

ふじみ野市立福岡中学校 P T A規約



ふじみ野市立福岡中学校 P T A

(令和~~3~~4年~~8~~2月~~1~~8●●日現在)

<目 次>

コメントの追加 [H1]: ページ番号は再付番。

■ 目次 ----- ~~1~~ P

■ P T A組織図 各委員会活動 ----- ~~2~~ P

■ ふじみ野市立福岡中学校 P T A規約 ----- ~~3~~ P

■ P T A規約細則 ----- ~~6~~ P

■ P T A慶弔規程 ----- ~~7~~ P

■ P T A旅費規程 ----- ~~7~~ P

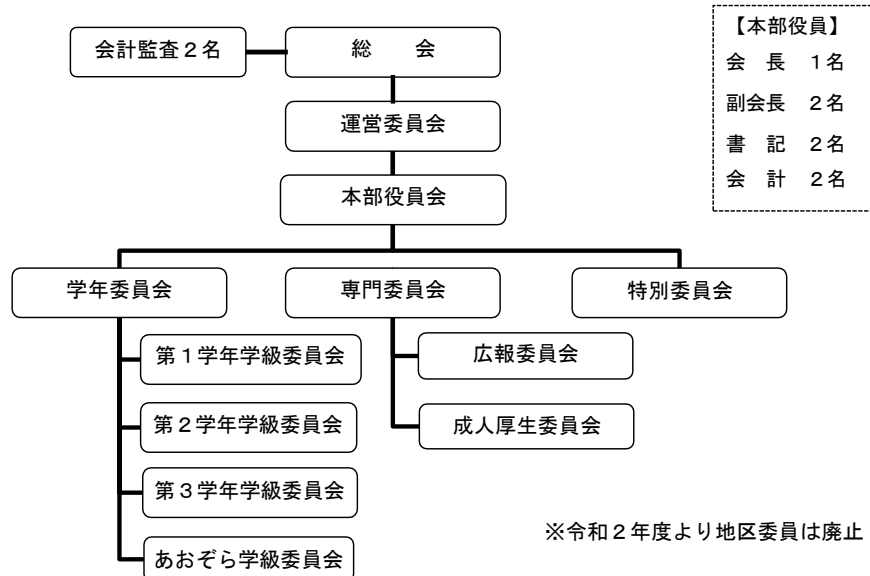
■ 部活動等 P T A祝金に関する規程 ----- ~~8~~ P

■ P T A 周年行事等積立本部準備金等運用規程 -----
----- ~~8~~ P

■ P T Aアドバイザーに関する規程 ----- ~~9~~ P

附則 「P T A組織図（2022年3月まで）」および「各委員会活動（2022年3月まで）」は、2022年4月1日付で削除し、「ふじみ野市立福岡中学校 P T A規約」を同日付で改正、施行する。

PTA組織図 (2022年3月まで)



コメントの追加 [H1]: 2022年3月末まで掲載。

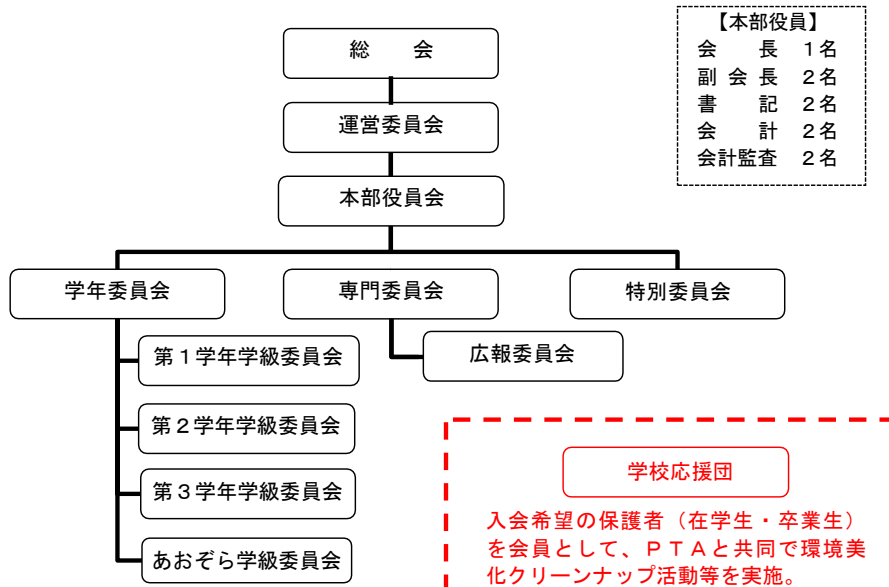
各委員会活動 (2022年3月まで)

委員会		活動内容	選出人数	代表
学年委員会	学級委員会 (第1学年) (第2学年) (第3学年) (あおぞら)	- PTA会費集金、集計作業 - 学校行事への協力、本部から要請のお手伝い - 担任の先生、保護者等との連絡調整役 - 次年度本部役員および会計監査の推薦活動 (取り纏めは2年) - 卒業時、先生への花束準備(3年) - 次年度の役員決め進行 - 運営委員会、定期総会出席	各クラス 2名 (あおぞらは 全体で2名)	各学級 委員会で 2名
		- 広報委員会の開催、出席 - 広報誌発行(年1~2回)に関する活動 - 運営委員会、定期総会出席(代表のみ)	各クラス 1名 (あおぞらは 除く)	全体で 2名
		- 成人厚生委員会の開催、出席 - 家庭教育学級の企画、運営、参加 - 運営委員会、定期総会出席(代表のみ)	各クラス 1名 (あおぞらは 除く)	全体で 2名
		必要に応じて設置	—	—

コメントの追加 [H2]: 2022年3月末まで掲載。

※ 学級委員、広報委員代表および成人厚生委員代表は、運営委員会(年3回程度)に出席。

PTA組織図（2022年4月以降）



コメントの追加 [H3]: 全面改正。

各委員会活動（2022年4月以降）

委員会※1		活動内容	選出人数	代表
学年委員会	学級委員会 (第1学年) (第2学年) (第3学年) (あおぞら)	- PTA 会費集金、集計作業 - 学校行事への協力、本部から要請のお手伝い - 担任の先生、保護者等との連絡調整役 - 成人厚生活動（家庭教育学級・学校保健委員会）※2 - 次年度本部役員および会計監査の推薦活動（取り纏めは2年＜活動は全学年＞） - 次年度の役員決め進行	各クラス 1名以上※4 (あおぞらは任意)	各学級 委員会で 2名
	広報委員会	- 広報委員会の開催、出席 - 広報紙発行に関する活動※3	各クラス 1名※5 (あおぞらは任意)	全体で 2名
特別委員会		必要に応じて設置	—	—

コメントの追加 [H4]: 全面改正。

※1 学級委員および広報委員代表は、運営委員会（年3回程度）および定期総会に出席（真に止むを得ない事情で繁忙な場合には、事前連絡による欠席可）。より参加し易い体制整備の観点から、本部は年度初に運営委員会の年間スケジュールを提示。

※2 本部からの要請に基づき対応。

※3 配付作業は学級委員がサポート。

※4 立候補者がいない場合および応募者多数の場合には抽選。

※5 学年で1名以上の立候補者がいない場合には抽選。

ふじみ野市立福岡中学校PTA規約

第1章 名称および事務所等

第1条 この会は埼玉県ふじみ野市立福岡中学校PTAと称し、事務所は福岡中学校内に置く。

第1条の2 この会の所在地を次のとおりとする。
埼玉県ふじみ野市上野台3-3-1

第1条の3 この会はこの規約（以下「規約」という。）のほか、関連諸規程の規定に基づき運営する。

第2章 目的と活動

第2条 この会は保護者と教職員が主体となり、教育環境の維持向上と生徒の健全な成長を図ると共に、会員相互の教養を高め親睦を図ることを目的とする。

第3条 この会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 教育に関する研究調査及び運営計画。
2. 学校教育施設の充実。
3. 家庭及び社会教育の水準を高めるための各種行事。
4. 学校PTAの育成指導。
5. その他必要な事業。

第3章 方針

第4条 この会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 生徒の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、又もっぱら営利を目的とする行為は行わない。
3. この会又はこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の権限に属する人事及び管理運営等に干渉しない。

第4章 会員

第5条 この会は入会届（書式例1）を提出した本校生徒の保護者（以下、P という。）及び教職員（以下、T という。）をもって会員とする。

第5条の2 会員は退会届（書式例2）の提出をもって、この会を退会することができる。

第6条 この会の会員は会費を納めるものとする。但し、会員の事情により、第12条に定める本部が会費の減免を認めることができる。

第7条 会員はこの規約の定めるところにより全て平等の義務と権利を有する。

第5章 経理

第8条 この会の経理は下記のとおりとする。

1. 会費は会員一人につき月額200円とし、毎年度初に指定した集金日に、年額一括払いで納入する。

コメントの追加 [H1]: 定型書式化。

コメントの追加 [H2]: 規約整備。

コメントの追加 [H3]: 定型書式化。

コメントの追加 [H4]: 規程整備。

2. 転入者は転入月より、転出者は転出月までの会費を納入する(端数日数は1か月とみなす)。但し、転出者の既納付分のうち、転出月の翌月以降の会費については転出者の申し出により返却する。
3. 寄付金及びその他の収入。

第9条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第10条 この会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第11条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第12条 この会に次のとおり役員を置き、本部とする。

- ・ 会 長 1名
- ・ 副 会 長 3名 (P保護者2名 F教職員1名 <除く学校長>)
- ・ 書 記 3名 (P保護者2名 F教職員1名 <除く学校長>)
- ・ 会 計 2名
- ・ 会計監査 2名

但し、必要ある場合は運営委員会の承認を得て、人数を増減できる。

コメントの追加 [H5]: 規約整備。

第12条の2 本部役員会は、会長、副会長、書記、会計及び学校長をもって構成する。但し、教職員の参加は任意とする。

コメントの追加 [H6]: 規程整備。

第12条の3 本部役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

コメントの追加 [H7]: 規約整備。

第13条 役員は次の方法で選出し、総会の承認を得るものとする。

1. 保護者側次年度役員は学年委員会で推薦する。
2. 学校側役員は学校長に一任する。
3. 役員を希望するものは希望役職名を付して学年委員会に申し入れることができる。
4. 役員に欠員が生じた場合には運営委員会において選出する。但し、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第14条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 当年定期総会より翌年定期総会までの1年間とする。但し、当年4月1日より定期総会までは、引継期間とし、前年度役員と共同で職務を行う。
2. 前項の規定にかかわらず、第2回定期総会が開催されないか、開催されたとしても全役員の承認がされない場合、前年度役員が当該年度の職務を行う。但し、第21条に規定する第1回定期総会が行われた以降は、第13条第4項の規定を準用するものとする。

第15条 役員の任務は次のとおりとし、円滑な組織運営に努める。

1. 会長は本会を代表し会務を掌理する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
3. 書記は会議を記録し、文書の保管及び庶務に当たる。
4. 会計は予算に基づいて一切の会計事務を処理し、この会の財産を管理する。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第16条 次年度役員は、第2回定期総会より3月31日迄の期間、次の職務を行う。

1. 活動計画案、予算案を新旧役員協議のうえ計画する。
2. 運営委員会、本部会に出席する事ができる。但し、意見を述べることはできない。

第7章 学級PTA

第17条 学級PTAは学級担当教職員と保護者~~(P)~~をもって組織する。

コメントの追加 [H8]: 規約整備。

第18条 学級PTAの運営及び会費の集金は学級委員2名が行う。

第8章 総会

第19条 総会はこの会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第20条 総会は定期総会と臨時総会とする。

第20条の2 総会の開催方法は、参集開催またはウェブ開催を原則とする。

第20条の3 総会の開催方法は、本部役員会で議決する。

コメントの追加 [H9]: 規約整備。

第21条 定期総会は第1回定期総会と第2回定期総会の年2回の開催とする。
但し、審議事項を一括決定すると判断された場合、本部は年1回の開催とすることができる。

1. 第1回定期総会は次の事項を審議決定する。
①活動報告 ②決算・会計監査報告 ③活動方針案 ④活動計画案 ⑤予算案
2. 第2回定期総会は次の事項を審議決定する。
①次年度役員の選出及び承認
3. 規約改正、その他総会審議が必要な事項については、どちらの総会でも審議できるものとする。

第22条 総会は、会員の2分の1以上の出席者をもって成立する(委任状も含む)。但し、ウェブ開催の場合はこの限りでない。

第23条 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

第23条の2 総会は会員の3分の1以上の異議がなければ議決する。

第9章 運営委員会

第24条 運営委員会は会長、副会長、書記、会計、~~各~~専門委員代表2名、各学級委員及び~~教職員若干名~~
~~学校長~~をもって構成する。

コメントの追加 [H10]: 規約整備。

第25条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったとき会長が招集する。

第10章 専門委員会

第26条 第3条の事業を行うため次の専門委員会を置く。

1. ~~成人厚生委員会~~・広報委員会。
各委員会の職務、委員の選出・任期はPTA規約細則で定める。
2. ~~各~~専門委員代表2名は各専門委員の互選により選出する。
各専門委員会には書記、会計を置くことができる。

コメントの追加 [H11]: 各種委員会の見直し。

第11章 会 議

第27条 総会以外すべての会議は構成員の2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数の異議がなければ議決する。

第28条 学校長は学校代表として、すべての会議に出席して意見をのべることができる。

第12章 特別委員会

第29条 必要に応じて、特別委員会を設けることができる。特別委員会の発足は総会又は運営委員会の承認を得るものとする。委員の選出・任期については、PTA規約細則によるものとする。

第13章 規約の改正

第30条 この規約の改正は、運営委員会の承認を得た上で、総会の審議事項とすることができる。改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせなければならない。但し、ウェブ開催の場合はこの限りでない。

コメントの追加 [H12]: 規約整備。

第14章 附 則

第31条 会長は運営委員会に諮り、会務を処理するために必要な規程・細則等を定めることができる。規程・細則等に制定改廃のある場合には次期総会に報告するものとする。

第32条 この規約は昭和47年4月1日より施行する。

この規約は昭和57年3月26日改正。

この規約は昭和62年4月改正。

この規約は平成3年4月21日改正。

この規約は平成5年4月24日改正。

この規約は平成7年4月21日改正。

この規約は平成9年4月18日改正。

この規約は平成11年4月26日改正。

この規約は平成12年1月29日改正。

この規約は平成14年3月2日改正。平成14年4月1日より施行する。

この規約は平成15年2月20日改正。

この規約は平成17年3月10日改正。

この規約は平成25年3月6日改正。

この規約は令和2年3月2日改正。

この規約は令和3年8月18日改正、施行する。

この規約は令和4年2月〇日改正、施行する。

【書式例 1】

P T A 入会届

ふじみ野市立福岡中学校 P T A 会長様

ふじみ野市立福岡中学校 P T A に入会します。

令和 年 月 日

学年 組 生徒氏名

会員氏名 印

(※実際に活動される保護者氏名をご記入ください)

* 在校生のいる場合はご記入ください（世帯数把握のため）

学年 組 生徒氏名

学年 組 生徒氏名

【書式例 2】

P T A 退会届

ふじみ野市立福岡中学校 P T A 会長様

ふじみ野市立福岡中学校 P T A を退会します。

令和 年 月 日

学年 組 生徒氏名

学年 組 生徒氏名

学年 組 生徒氏名

会員氏名 印

PTA規約細則

コメントの追加 [H13]: 各種委員会の見直し。

学年委員会・専門委員会・特別委員会の委員の職務、選出方法、任期等について、この細則のほか、PTA組織図及び各委員会活動で定めるものとする。

第1条 学年委員会

- 学年委員会は次により構成する。
各学級(P保護者2名)、各学年(T教職員若干名)。
 - 各学年委員会は次の業務を行う(注1)。
 - 学級PTA及び学年委員会に関すること。
 - 会費の徴収に関すること。
 - 必要な会議、会合の計画に関すること。
 - 施設、備品の維持充実に関すること。
 - 学校行事への協力に関すること。
 - 次年度本部役員および会計監査の推薦活動(取り纏めは2年<活動は全学年>)。
 - 成人厚生活動に関すること(注2)。
 - 広報紙の配付作業に関すること。
 - 卒業時、先生への花束準備(3年)。
- (注1) 「卒業時、先生への花束準備」は本部が対応。
(注2) 本部からの要請に基づき、次の業務を行う。
 - ① 会員の教養を高めるための研究調査及び行事に関すること(家庭教育学級)。原則として、校長講話会に限定する(余力あれば他の企画も可とする運用)ほか、市主催行事(人権映画会等)の案内をPTA会員に周知する等の活動を行う。
 - ② 給食及び校内環境整備に関すること。
 - ③ 学校保健委員会に関すること。

第2条 専門委員会

- 専門委員会は次により構成する。
各学級(P保護者1名、但し、第1条1項と異なる者)、各専門委員会(T教職員(若干名))。
 - 専門委員会は、原則として次の活動を行う。
 - 成人厚生委員会
 - 会員の教養を高めるための研究調査及び行事に関すること。
 - 給食及び校内環境整備に関すること。
 - 学校保健委員会に関すること。
 - 広報委員会
 - 広報誌の編集発行に関すること(注3)。
- (注3) 本部も編集発行方針決定に参画し、次のとおり対応する。
 - ① 広報紙(くまのやま)の発行スケジュール等の詳細は年度毎に判断することとし、発行回数(年2・3回)、7月号の「教職員紹介版」特化など、柔軟に対応する。
 - ② 毎年メンバー変更となり、ITスキルが異なることから、年度初に発注方法(オンライン・業者)を選択する。予算上は柔軟に対応できるよう、業者発注を想定のうえ計上(オンライン発注を選択する場合を想定し、他科目への計上替えの可能性を明記)。
 - ③ 年度毎の運営方針が異なることから、特定業者との契約は行わない。

第3条 特別委員会

- 代表2名は各委員の互選により選出する。各特別委員会には、書記・会計を置くことができる。委員会の招集は代表名で行う。

第4条 各委員の任期は規約第14条の役員の任期と同様とする。

第5条 本部PTA役員の役員免除特例

平成27年度以降(平成27年度も含む)に本部役員を引受けた会員は、今後入学する子も含めPTA組織図に基づくすべての役を免除するこの会の会員の幅広い活動参加と、PTA在籍期間における負担平準化を企図する観点から、別表のとおりPTA役員を特例として免除する。但し、本人が希望する場合はこの限りでない。

第6条 運営委員会出席者の役員特典

運営委員会出席者(注4)は、任期中に限り、学校行事(合唱祭、卒業式および入学式等)に優先席で参加することができる。

(注4) 本部役員、学級委員および広報委員代表。

第7条 PTA役員決めの対応

年度初の学級委員会でPTA役員決め(学年委員会・専門委員会)を実施する場合、本部は次のとおり対応する。

1. 所定の人数に満たない場合は、抽選により選出する。但し、抽選対象者がいない場合は、別表のPTA役員免除特例を適用しない(本部役員を引受けた会員を除く)。
2. 同年度に複数の生徒が在籍する場合は、上級生の学級PTAにおける役員選出を原則とする(役員の重複任命は不可)。但し、本部が認める場合は、この限りでない。
3. 会員からの免除申請を真にやむを得ない事情によるものと判断した場合は、認定する(保護者の仕事への従事有無は、PTA会員間の平等原則に基づき、免除認定上の判断材料としない)。
4. その他所要の取扱いを定める。

(別表) PTA役員の役員免除特例

	本部役員	学年委員会 (学級委員会)	専門委員会 (広報委員会)	特別委員会
	※1	※2	※3	※4
本人	○	○	○	○
下級生	○ (全員)	×	×	×
				※5

※1 平成27年度以降に本部役員(会計監査を除く)を引受けた会員は、在学生(本人・下級生)のほか、今後入学する生徒も含めPTA組織図に基づくすべての役を免除する。

※2 令和3年度以降に学級委員を引受けた会員は、在学生(本人)についてPTA組織図に基づくすべての役を免除する。

※3 令和3年度以降に専門委員(令和3年度の成人厚生委員を含む)を引受けた会員は、在学生(本人)についてPTA組織図に基づくすべての役を免除する。

※4 選出方法は本部が決定する。令和2年度以降に特別委員を引受けた会員は、在学生(本人)についてPTA組織図に基づくすべての役を免除する。

※5 令和2年度推薦委員会代表は、下級生1名を免除する。

附 則 この細則は平成14年4月1日から施行する。

この細則は平成14年12月3日改正、平成15年2月20日から施行する。

この細則は平成17年4月3日改正、施行する。

この細則は平成25年3月6日改正、平成25年4月1日から施行する。

この細則は平成28年4月26日改正、施行する。

この細則は令和2年3月2日改正、施行する。

この細則は令和3年8月18日改正、施行する。

この細則は令和4年2月〇日改正、施行する。

PTA慶弔規程

第1条 この会の慶弔については、この規程による。

- | | | |
|--------|---------------|--------|
| 1. 結婚祝 | 教職員 | 3,000円 |
| 2. 出産祝 | 教職員 | 3,000円 |
| 3. 死 亡 | 会員（生徒の父母・教職員） | 5,000円 |
| | 生徒 | 5,000円 |
| | （教職員父母は同居者のみ） | 3,000円 |
- 葬儀には、原則として会長・副会長と学級委員が同行し学級毎に香料は贈らない。
- | | | |
|--------|--------------------------------|--------|
| 4. 見 舞 | 羅災見舞 全焼・半焼壊 | 5,000円 |
| | 病氣見舞 教職員、生徒の事故・病氣により1か月以上入院の場合 | |
| | （学級担当教職員の届け出による） | 3,000円 |

第2条 市内各校の学校行事及びPTA行事の祝い金は、ふじみ野市PTA 連合会の申合せによるものとする。

第3条 転退職、編成替え、卒業学年の教職員に対する餞別、謝礼、記念品は学級ごと毎に贈らない。

第4条 その他前条に該当なく慶弔の必要のある場合は、本部役員に諮り、決定するものとする。

附 則 昭和53年4月15日改正。

この規程は昭和57年3月26日より施行する。

この規程は昭和62年4月改正。

この規程は平成12年3月改正。

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は平成25年4月1日改正。

この規程は平成28年4月26日改正。

この規程は令和3年8月18日改正、施行する。

この規程は令和4年2月〇日改正、施行する。

コメントの追加 [H14]: 規約整備。

PTA旅費規程

第1条 福岡中学校PTA役員及び会員の出張に関しては次の規定による。

1. 鉄道運賃（バスも含む） 実費
2. 日当 1日につき市内、市外1,000円。
半日の場合は500円。
3. 宿泊料 1泊につき実費。
4. 出張に際しては、事前に会長の命を受ける。
5. 簡易な出張に際しては、日当を支給しないことがある。
6. 前項に関係なく出張の必要がある場合は、運営委員会に諮り支給することができる。

附 則 昭和53年4月15日改正。

この規程は平成14年4月1日から施行する。

この規程は令和3年8月18日改正、施行する。

部活動等PTA祝金に関する規程

第1条 福岡中学校PTAは、福岡中学校在学学生部の部活動を奨励する目的で、県大会、関東大会及び全国大会に出場する部活動等に対し、次のとおり祝金を交付する。

第2条 祝金の交付は、埼玉県教育委員会の主催又は共催、後援のある県大会、関東大会、全国大会へ部活動等が出場する場合とする。

第3条 祝金の額は個人、団体問わず部活動等に一律次のとおりとする。

- (1) 県大会 3千円
- (2) 関東大会 5千円
- (3) 全国大会 1万円

第4条 この規程は平成24年4月1日以降の大会について適用する。

附 則 この規程は平成24年4月1日より施行する。

この規程は平成29年3月7日改正。

この規程は令和3年8月18日改正、施行する。

PTA周年行事等積立本部準備金等運用規程

第1条 この規程は、ふじみ野市立福岡中学校PTAの周年行事等積立本部準備金等の積立て及び使途運用を明確にする為のものである。

~~第2条 この積立金の目的は、周年行事や災害および感染症等でPTAの通常活動の範囲を超えて活動が必要となった場合の、活動資金に充当するためのものとする。~~

第32条 積立金は、当年度の会計が終了するまでに、PTAバザール等の活動収入が予算を上回るか、支出が予算を下回る等で余剰金が発生すると思われる場合には、翌年度繰越金の内訳項目として整理する。~~またほか、~~翌年度予算においては、前年度繰越金として計上する。また、翌年度予算において、収入が支出を上回る場合には、PTA本部準備金の内訳項目として計上する。

第43条 この資金PTA本部準備金の使用に際しては、第2条の積立て目的に合致するかの確認を行った上、総会または運営委員会の承認を得るものとする本部役員会で議決する。

第54条 当面の積立金上限額は、20万円とする本部は年度間の予算進捗状況を精査のうえ、各項目の余剰資金を他項目に計上替えることができる。但し、計上替えを行う場合には摘要欄に明瞭に記載しなければならない。

第5条 本部において年を跨ぐ仮払金が生じ、翌年度に支払資金が確定して余剰金が発生した場合には、翌年度の収入の部に1学期末を期限として速やかに計上しなければならない。

第6条 この規程の改正は、規約第31条によるものとする。

附 則 この規程は平成15年7月9日より施行する。

この規程は令和3年8月18日改正、施行する。

この規程は令和4年2月〇日改正、施行する。

コメントの追加 [H15]: 周年行事等積立金・積立金上限額の記載等を削除し、会計処理の明瞭化に焦点を当てて改正。

PTAアドバイザーに関する規程

第1条 埼玉県ふじみ野市立福岡中学校PTAに、規約第12条に規定する役員のほか、ノウハウの継承及び事務繁忙時のサポートを通じたPTA運営の円滑化を図る観点から、アドバイザーを置くことができる。

第2条 アドバイザーは、運営委員会及び本部会に出席し、会務執行に関して会長その他役員の求めに応じ、必要な助言を行うことができる。

第3条 アドバイザーは、令和元年度以降の会計年度の会長の職にあったもので、PTA本部役員及び学校側の要請により、本人が承諾し、総会の議決を経た場合に限り委嘱することができる。

第4条 アドバイザーは、規約第5条及び第6条の規定を適用しない。

附 則 この規程は令和3年8月18日より施行する。

この規程は令和5年3月31日(注)をもって廃止する。【予定】

(注)本校は、令和4年度「ふじみ野市PTA連合会」の会長校。